

8 酒 税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について平成16年4月30日までの申告又は処理による課税実績及び平成16年3月31日における調査時点の事績を示したものである。

酒類とは、アルコール分1度以上の飲料(アルコール事業法の適用を受けるアルコールを除く。)で、原料と製造方法の差異により10種類、11品目に分類している。

種類は、①清酒、②合成清酒、③しょうちゅう、④みりん、⑤ビール、⑥果実酒類、⑦ウイスキー類、⑧スピリッツ類、⑨リキュール類、⑩雑酒である。

各酒類の基準アルコール分及び基準税率(1kl 当たり従量税率)は次のとおりである。

清 酒 …アルコール分15度……………140,500円 合成清酒 …アルコール分15度 ……………94,600円 しょうちゅう …アルコール分25度……………248,100円 み り ん … アルコール分13.5度……………21,600円 ビ ー ル…アルコール分に関係なく……………222,000円 果実酒類 果 実 酒…アルコール分に関係なく ………70,472円 甘味果実酒 …アルコール分12度 ……………103,722円	ウイスキー類…アルコール分40度 ……………409,000円 スピリッツ類…アルコール分37度 ……………367,188円 リキュール類…アルコール分12度 ……………119,088円 雑 酒 発 泡 酒 (麦芽25%未満のもの) ……………134,250円 粉 末 酒……………320,500円 その他の雑酒…アルコール分12度……………103,722円
---	--

2 統計表の収録一覧

統 計 表	分 類 方 法	調 査 方 法							調 査 方 法
		課 税 数 量	税 額	製 成 数 量	販 売 (消費) 数 量	製 造 場 数	販 売 場 数	製 造 者 数	
8-1 課税状況									
(1)課税状況	酒類の種類別	○	○						全数調査
(2)税務署別課税状況	”	○	○						”
8-2 免許場数									
(1)酒類の製造免許場数	酒類の種類別、製造数量別					○		○	”
(2)酒母及びもろみの製造場数	”					○			”
(3)みなし製造場数	酒類の種類別					○			”
(4)酒類販売業者数及び酒類販売免許場数	”						○	○	”
(5)税務署別免許場数	”					○		○	”
8-3 販売(消費)数量									
(1)酒類販売(消費)数量	”				○			○	”
(2)税務署別販売(消費)数量	”				○				”
8-4 酒類製成及び手持高	”			○					”